

## 第2章 契約・財産

### ○日向東臼杵広域連合議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例

（平成26年2月26日条例第24号）

日向東臼杵南部広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

**第2条** この条例の施行については、日向市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年日向市条例第20号）を準用する。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ○日向東臼杵広域連合財産の交換、譲与 又は無償貸付等に関する条例

（平成26年2月26日条例第25号）

日向東臼杵南部広域連合財産の交換、譲与又は無償貸付等に関する条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、財産の交換、譲与又は無償貸付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

**第2条** この条例の施行については、日向市財産の交換、譲与又は無償貸付等に関する条例（昭和39年日向市条例第21号）を準用する。この場合において、同条例中「市」とあるのは、「広域連合」と読み替えるものとする。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ○日向東臼杵広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

（平成26年2月26日条例第26号）

日向東臼杵南部広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年日向東臼杵南部広域連合条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

（準用）

**第2条** この条例の施行については、日向市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年日向市条例第38号）を準用する。この場合において、同条例中「市」とあるのは「広域連合」と、「市長」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ○日向東臼杵広域連合工事請負契約等事務取扱規程

（平成15年10月28日訓令（甲）第3号）

（平成19年3月30日訓令（甲）第2号）

（最近改正 平成26年3月19日訓令第1号）

（趣旨）

**第1条** この訓令は、日向東臼杵広域連合が発注する工事等の請負契約及び業務委託契約並びに物品、修繕及び印刷物（秘密に属するもの及び特殊なものを除く。）の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

**第2条** この訓令の施行については、日向市工事請負契約等事務取扱規程（平成6年日向市訓令（甲）第1号）を準用する。この場合において、同規程中「日向市財務規則（昭和42年日向市規則第1号。以下「規則」という。）」とあるのは「日向東臼杵広域連合財務規則（平成13年日向東臼杵南部広域連合規則第9号）第2条の規定により準用する日向市財務規則（昭和42年日向市規則第1号。以下「規則」という。）」と、「市」とあるのは「広域連合」と、「主管課長」とあるのは「事務局長」と、「市長」とあるのは「広域連合長」と、「主管課」とあるのは「事務局」と、「日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程（平成6年日向市訓令（甲）第3号）」とあるのは「日向東臼杵広域連合工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程（平成15年日向東臼杵南部広域連合訓令（甲）第5号）」と、「副市長」とあるのは「副長」と読み替えるものとする。

**附 則**

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## ○日向東白杵広域連合工事請負契約等に係る 指名競争入札の執行に関する規程

（平成15年10月28日訓令（甲）第4号）  
（最近改正 平成26年3月19日訓令第1号）

（趣旨）

**第1条** この訓令は、日向東白杵広域連合が発注する工事請負契約、業務委託契約及び物品等契約に係る指名競争入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

**第2条** この訓令の施行については、日向市工事請負契約等に係る指名競争入札の執行に関する規程（平成6年日向市訓令（甲）第2号）を準用する。この場合において、同規程中「日向市工事請負契約等事務取扱規程（平成6年日向市訓令（甲）第1号。以下「契約規程」という。）」とあるのは「日向東白杵広域連合工事請負契約等事務取扱規程（平成15年日向東白杵南部広域連合訓令（甲）第3号）第2条の規定により準用する日向市工事請負契約等事務取扱規程（平成6年日向市訓令（甲）第1号。以下「契約規程」という。）」と、「主管課長」とあるのは「事務局長」と、「当該入札を行う課」とあるのは「事務局」と、「日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程（平成6年日向市訓令（甲）第3号）」とあるのは「日向東白杵広域連合工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程（平成15年日向東白杵南部広域連合訓令（甲）第5号）」と読み替えるものとする。

**附 則**

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## ○日向東臼杵広域連合工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程

（平成15年10月28日訓令（甲）第5号）

（平成19年3月30日訓令（甲）第2号）

（最近改正 平成26年3月19日訓令第1号）

（趣旨）

**第1条** この訓令は、日向東臼杵広域連合が発注する工事請負契約、業務委託契約及び物品等契約に係る帳簿及び書類の様式を定めるものとする。

（準用）

**第2条** この訓令の施行については、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程（平成6年日向市訓令（甲）第3号）別表に規定する様式（以下「別表様式」という。）を準用する。この場合において、別表様式中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

市	広域連合
日向市	日向東臼杵広域連合
市長	広域連合長
日向市長	日向東臼杵広域連合長
副市長	副長
課長	事務局長
課長補佐	事務局長補佐
日向市財務規則	日向東臼杵広域連合財務規則第2条の規定により準用する日向市財務規則
日向市工事請負契約等事務取扱規程	日向東臼杵広域連合工事請負契約等事務取扱規程
日向市工事請負契約約款	日向東臼杵広域連合工事請負契約約款
日向市業務委託契約約款	日向東臼杵広域連合業務委託契約約款
日向市土木設計等業務委託約款	日向東臼杵広域連合土木設計等業務委託約款
日向市賃貸借契約約款	日向東臼杵広域連合賃貸借契約約款
日向市売買契約約款	日向東臼杵広域連合売買契約約款
日向市議会	日向東臼杵広域連合議会

附 則

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## ○日向東臼杵広域連合契約約款に関する規程

（平成15年10月28日訓令（甲）第6号）  
（最近改正 平成26年3月19日訓令第1号）

（趣旨）

**第1条** この訓令は、日向東臼杵広域連合（以下「広域連合」という。）が執行する各種契約に係る約款に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

**第2条** 次に掲げる約款（以下「契約約款」という。）は、広域連合の工事請負契約等について準用する。この場合において、契約約款中「日向市」とあるのは「日向東臼杵広域連合」と、「日向市財務規則（昭和42年日向市規則第1号）」とあるのは「日向東臼杵広域連合財務規則（平成13年日向東臼杵南部広域連合規則第9号）」と読み替えるものとする。

- (1) 日向市工事請負契約約款
- (2) 日向市土木設計等業務委託約款
- (3) 日向市業務委託契約約款
- (4) 日向市売買契約約款
- (5) 日向市賃貸借契約約款

**附 則**

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## ○日向東臼杵広域連合資金積立基金条例

（平成26年 2月26日条例第27号）

日向東臼杵南部広域連合資金積立基金条例（平成 23 年日向東臼杵南部広域連合条例第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第 1 条** この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、特定の目的のために資金を積み立てるための基金（以下「基金」という。）の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第 2 条** 設置する基金及びその目的は、別表に掲げるとおりとする。

（積立金額）

**第 3 条** 基金として積み立てる額は、毎会計年度の日向東臼杵広域連合一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、毎会計年度において日向東臼杵広域連合一般会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に繰り入れするものとする。この場合において、当該基金に繰り入れる額は、広域連合長が定める。

（管理）

**第 4 条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確かかつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第 5 条** 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の予算に計上し、当該基金の設置目的を達成するために実施する事業に要する経費に充てるほか、当該基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

**第 6 条** 基金は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、当該基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

**第 7 条** 基金は、別表のそれぞれの基金の処分の欄に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

**第 8 条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第7条関係）

	目 的	処 分
財政調整基金	日向東臼杵広域連合財政の健全な運営を図るため。	(1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を補填するための財源に充てる場合 (2) 災害等により緊急に実施することが必要となった事業の経費の財源に充てる場合その他財政の運営上特に必要と認める場合
一般廃棄物最終処分場施設整備基金	日向東臼杵広域連合規約（平成26年2月12日宮崎県シレイ21950-2333、以下「規約」という。）第4条第1項の事務に関する施設の整備及び充実を図るため。	一般廃棄物最終処分場の整備、改修及び運営に要する費用の財源に充てる場合
火葬場施設整備基金	規約第4条第2項の事務に関する施設の整備及び充実を図るため。	火葬場施設の整備、改修及び運営に要する費用の財源に充てる場合
ごみ処理施設整備基金	規約第4条第3項の事務に関する施設の整備及び充実を図るため。	ごみ処理施設の整備、改修及び運営に要する費用の財源に充てる場合